

## 令和8年度 医療研究開発推進事業費補助金等取扱要領 新旧対照表

変更後（令和8年度版）	変更前（令和7年度版）	主な変更理由
医療研究開発推進事業費補助金等取扱要領	医療研究開発推進事業費補助金等取扱要領	
<p>(研究開発成果の報告等)</p> <p>第18条</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 機構が本研究開発の研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査、<b>フォローアップ調査</b>等を行う場合（<b>全研究開発期間中に行う場合を含む。</b>）には、研究開発代表機関は、機構による当該調査等に<b>回答その他の協力を行うとともに、研究者等をして、かかる協力を行わせるものとする。</b></p> <p>5、6 省略</p> <p>7 研究開発代表機関が、本研究開発の研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、当該研究開発代表機関は、機構に対して、当該<b>特許出願</b>に関する情報等を速やかに報告するものとする。</p>	<p>(研究開発成果の報告等)</p> <p>第18条</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 機構が本研究開発の研究開発成果について、追跡調査、成果展開調査、発明等及び知的財産権の調査等を行う場合には、研究開発代表機関は、機構による当該調査等に<b>協力するものとする。</b></p> <p>5、6 省略</p> <p>7 研究開発代表機関が、本研究開発の研究開発成果に係る発明についての特許出願に対して、特許出願非公開制度に基づく保全審査に付す旨の通知を受領した場合、当該研究開発代表機関は、機構に対して、当該<b>知的財産権</b>に関する情報等を速やかに報告するものとする。</p>	<p>フォローアップ調査の実施に伴う変更。</p> <p>表現の適正化。</p>